

(別紙)

諮問番号：令和3年度諮問第15号

答申番号：令和3年度答申第12号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張

請求人は、次の理由により、原処分（児童扶養手当認定請求却下処分）を違法又は不当と主張しているものと解される。

(1) 請求人の夫である児童の父（以下「父」という。）は、トイレ以外は1日中寝たきりの状態であること、統合失調症の症状も日々強く出てきていること、希死観念があることなどから、父は請求人及び父の子（以下「子」という。）の監護及び就労は不可能であり、請求人が一人で子を監護していることから、請求人をひとり親として認定すべきであること。

(2) 児童扶養手当（以下「手当」という。）は、父の障害の程度を基に支給の可否を決定するものとしても、現在の請求人世帯の経済状況が非常に困窮していることも総合的に考慮すべきであること。

2 処分庁の主張の要旨

原処分は、父の障害の状態について、請求人が提出した父の診断書（以下「本件診断書」という。）を基に、処分庁が委嘱した医師の判定を受けて原処分を行ったものであるから、違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は、父の障害の状態について、トイレ以外は1日中寝たきりの状態であること、統合失調症の症状も日々強く出てきていること、希死観念があることなどと主張する。しかし、父の障害の状態は、本件診断書によると、児童扶養手当法（以下「法」という。）第4条第1項第1号ハに定める程度にあるとまではいえない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和3年8月10日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月16日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、父が政令で定める程度の障害の状態にある児童の母が当該児童を監護する場合、当該母に対し、手当を支給するとされ（法第4条第1項第1号ハ）、政令で定める程度の障害の状態とは、精神障害の場合は、精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものとされている（児童扶養手当施行令第1条第2項及び別表第2の10）。

そこで本件診断書をみていくと、父の病名はうつ病とされ、思考・運動停止、憂うつ気分及び全身倦怠感があり、自殺企図があるとされているものの、日常生活の判定においては適切な食事摂取、身の清潔保持等の全項目で半介助があればできるとされ、日常生活能力は日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける程度とされており、要注意必要度に関しても随時一応の注意が必要にとどまっている。これらの記載からは、父の障害の状態は常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものとまではいうことはできない。

なお、請求人は、経済状況が非常に困窮していることも総合的に考慮すべきである旨を主張するが、手当の支給要件は法令で定められていることから、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子